

平成 17 年度  
予 算 編 成 方 針

平成 16 年 10 月

沖 縄 県

# 平成17年度予算編成方針

平成16年10月 沖縄県

## I 予算編成の背景

### 1 国の平成17年度概算要求に当たっての基本的な方針

国においては、これまでの3年間、経済財政の全般的な諸問題を克服するため、構造改革に取り組んできたところである。

平成16年度は、これまで策定されてきた施策を引き続き着実に実行し、構造改革の成果を浸透させるとともに、平成17年度及び平成18年度の2年間を構造改革の「重点強化期間」と位置づけ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るため、平成16年6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(以下「基本方針2004」という。)を閣議決定したところである。

平成17年度予算については、この「基本方針2004」を踏まえ、平成16年度に引き続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に前年度の水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することとしている。このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化・効率化を実施し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしている。

また、地方財政については、平成17年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2004」を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制することとしている。

### 2 地方行財政の現状

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が急増しており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、構造的にみて、極めて厳しい状況にある。

一方、地方公共団体は、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の重要な政策課題を推進していく上で、大きな役割を果たしていくことがますます強く期待されている。

地方公共団体においては、これまでにも、行財政改革に取り組んできたところであるが、今後、さらに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進、市町村合併の推進等行財政全般にわたる改革を積極的かつ計画的に進めることが求められている。

また、国は「基本方針2004」において、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、「三位一体の改革」の全体像を本年秋までに明らかにし、年内に決定することとしている。

現在、検討されている国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税の見直しの動向によっては、地方財政に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

### 3 本県の財政状況

本県の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である県税収入の歳入総額に占める割合が依然として低い状況にあり、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した構造となっている。

一方、歳出面では、義務的経費の割合が高く、中でも、今後、復帰前後に多く採用された職員が退職期を迎えることによる退職金が多額に上ることが懸念される。

また、公債費についても新たな地方債の発行を抑制しているものの、近年の臨時財政対策債の発行による償還が平成17年度から始まるところから、増加していくものと見込まれる。

平成16年度当初予算編成に当たっては、地方交付税や臨時財政対策債の減に伴い、約168億円の財政調整基金等の取り崩しを余儀なくされたところである。

平成15年11月に公表した「沖縄県財政の中期見通し」では、今後、多額の収支不足が見込まれ、財政調整基金等の取り崩しによる対応は極めて厳しい状況である。

さらに、三位一体の改革や国・地方を通じた行財政改革が求められる中において、本県財政を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれる。

## II 平成17年度予算編成指針

平成17年度は、地方分権の推進や新たな時代の流れに対応した行政運営を確立するため、「新沖縄県行政システム改革大綱」に基づく行財政改革を確実に実行するとともに、自立的かつ持続的な発展に向けた諸施策を着実に推進する必要がある。

このため、「参画と責任」、「選択と集中」、「連携と交流」といった沖縄振興計画の基本姿勢のもと、県民の視点に立ち県民のニーズに的確に対応することを基本に、次の事項を重点施策として、各種事業を推進することとしている。

- (1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保
- (2) 科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成
- (3) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
- (4) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
- (5) 多様な人材の育成と文化の振興
- (6) 持続的発展を支える基盤づくり
- (7) 離島・過疎地域等の振興
- (8) 米軍基地問題等の解決促進と駐留軍用地跡地の利用促進等

また、地方分権の実現に向け、地方の自己決定、自己責任の幅を拡大し、受益と負担の関係を明確化しつつ、創意工夫に富んだ施策を展開することにより、多様な住民ニーズに対応することが可能となるよう、地方の財政面での自立度を高めることを目指して、現在、三位一体の改革が進められているところである。

このような旺盛な財政需要や三位一体の改革に的確に対応するためには、既存の事務事業の総点検を実施し、事業の優先度等に十分配慮しつつ、簡素で効率的な行財政運営を行い、現下の厳しい財政状況の中、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効率的に配分する必要がある。

このため、平成17年度予算は、次の事項に基づいて編成することとする。

### 1 行財政改革への強力な取り組み

行財政改革については、全庁的な取り組みにより、一定の成果をあげてきたところであるが、国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、今後とも県民サービスの維持・向上を図るためには、これまで以上に効果的かつ効率的な行財政運営に努める必要がある。

このため、「新沖縄県行政システム改革大綱」においては、「県民参加と協働」「民間経営手法の活用」「自己決定・自己責任」の3つの視点を踏まえ、次の5つの方針に沿って行政改革を進めることとしている。

- (1) 県民が実感できる高品質なサービスの提供
- (2) 信頼しあえる新たなパートナーシップの構築
- (3) 時代の流れに対応した公社等外郭団体の再構築
- (4) 成果が見える行政運営
- (5) 職員一人ひとりの意識改革

平成17年度は、「新沖縄県行政システム改革大綱」の最終年度にあたることから、大綱の理念・視点・方針を再認識し、特に次の事項について見直しを行い、その成果を予算編成に反映させることとする。

## (1) 効率的な事務事業の推進

限られた人員と財源の中で、多様化する県民ニーズや緊急かつ重要な政策課題に的確に対応していくためには、将来を見据えて整理すべき事業は思い切って整理し、その余力を伸ばすべき分野に重点的に配分するスクラップ・アンド・ビルトを徹底する必要がある。

### ア 事務事業の総点検

事務事業のゼロベースでの総点検により、成果を検証し、事業の廃止も含めた徹底した見直しを行い、実施事業の必要性、緊急性、優先順位等を明確にすること。

### イ 事務経費の節減・合理化

旅費、需用費、庁舎等の維持管理に係る委託料等の事務経費については、仕様、回数、規模の見直し等により、徹底した節減・合理化に努めること。

### ウ 県単補助金等の見直し

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化、補助目的等の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、廃止、縮小、統合等による徹底した見直しを行うこと。

新規補助金を設ける場合にあっては、これに見合う既存の補助金の廃止や縮減による整理合理化を行い、補助対象の範囲や補助効果、補助率等を十分検討のうえ、必ず終期の設定を行うこと。

### エ 民間委託等の推進

民間委託等を行う場合は、経費の節減や定数管理等行財政運営の効率化の観点から検討を行い、県民サービスの維持・向上等が図られることに留意しつつ推進すること。

なお、継続して委託するものについても、行政コストの縮減を図ること。

### オ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保する観点から、次の項目に留意して、周期的に見直しを行い、その適正化を図ること。

(ア) 地方交付税において算定に用いられている単価及び他の類似施設の料金水準等との均衡

(イ) 当該収入をもって執行する行政経費との均衡

## (2) 県単独プロジェクト等の見直し

県単独プロジェクト等については、次のとおり取り扱う。

ア 県単独事業等により整備する、いわゆる大規模なハコ物（事業費が概ね10億円以上のもの）については、原則として設計や建設に着手することを見合わせるとともに事業費の圧縮を図ること。

イ 老朽化した県の施設の整備については、財政の状況を勘案の上、優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、引き続き、事業規模や実施年度等の事業計画について見直しを行い、効率的な事業推進を図ること。

ウ 既に設計や建設に着手している国庫補助事業及び県単独事業のうち、多額の事業費を要すると見込まれる事業については、事業費のさらなる縮減策や収支改善策、維持管理経費縮減策等を検討すること。

### (3) 市町村等との機能分担、負担区分の明確化

地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にするとともに、市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務・事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町村等への移行を積極的に推進すること。

### (4) 財政支援団体に対する指導

県が出資・補助又は貸付け等財政的支援を行っている公社等各種団体に対しては、これまでの財政支援の実績にとらわれることなく、「新沖縄県行政システム改革大綱」に基づき、団体の事業及び組織全般について、社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直し、経営健全計画の策定及びその実施状況等を踏まえつつ、県民に対する説明責任の確保と透明性の向上の観点から見直し、その縮減・合理化に努めるよう、徹底した指導を行うこと。

また、公の施設の管理を受託している公社等各種団体については、指定管理者制度の導入を見据えて指導を行うこと。

さらに、公社等各種団体への支援については、上記の事項、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」及び「公社等指導監督要領」を踏まえ、それぞれの事務事業の必要性、緊急性、効果等に関し改めて総点検を行い、支援のあり方について再検討すること。

## 2 財源の確保

県税、地方交付税、県債等については、税制改正や地方財政計画の動向等に留意しつつ所要額の確保を図ること。

国庫支出金については、国庫補助事業等の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意し、適正な額の確保に努めること。

また、使用料及び手数料の見直しや遊休財産の計画的な処分及び県税等の徴収率の向上等を通して、財源の確保を図ること。

### III 経費区分の設定と要求基準

平成17年度予算は、以下の経費区分毎に要求基準を設定し、編成することとする。

#### 1 義務的経費（A経費）

- (1) 人件費
- (2) 公債費
- (3) 扶助費
- (4) 内閣府沖縄担当部局一括計上事業
- (5) 各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。

ただし、(4) 及び (5) については平成17年度概算要求額に見合う額とする。

#### 2 義務的事業（B経費）

##### (1) 義務事業（B-1事業）

対象者（対象事業）及び事業量が法令等で明定している事業

債務負担行為に基づく利子補給、県税関係市町村交付金、選挙関係経費、地方職員共済組合負担金等

年間所要額を要求すること。

##### (2) 義務的事業（B-2事業）

対象者（対象事業）が法令等で明定されているが、事業量については、自治体の裁量とされている事業

県立施設管理委託経費等

各部局ごとに、各事業（単年度事業及び法令等の改廃により廃止される事業を除く。）の前年度当初予算における一般財源額を上限として要求すること。

#### 3 政策的事業（C経費）

政策的な判断要素の特に強い経費を含むおおむね次に掲げる事業

- (1) 平成17年度重点施策のうち県政の基本方針に関わる重要事業
- (2) 投資的事業（補助・単独・災害復旧事業）
- (3) 政策的判断を要するものとされる委託料・負担金・補助金・交付金・積立金・繰出金及び貸付金を含む事業
- (4) 柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開のための事業

原則として、平成16年度当初予算における各部局のC経費の一般財源総額から、平成16年度限りの経費及び義務的経費に準ずる経費等を控除した額（「基礎額」）の

70%の範囲内において要求すること。この場合、各部局は主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分すること。

なお、義務的経費に準ずる経費等については、別途通知する。

#### 4 経常的事業（D経費）

##### （1）経常的管理運営事業（D-1経費）

庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、県管理施設運営費等

原則として、平成16年度当初予算における各部局のD-1経費の一般財源総額から平成16年度限りの経費、経費の変更、廃止事業に係る経費等を加減算した額の概ね90%の範囲内において要求すること。この場合、各部局は主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

なお、各部局の配分額は別途通知する。

##### （2）一般的行政事業（D-2経費）

他の事業（経費）に区分されない事業

原則として、平成16年度当初予算における各部局のD-2経費の一般財源総額から平成16年度限りの経費、経費の変更、廃止事業に係る経費等を加減算した額の概ね85%の範囲内において要求すること。この場合、各部局は主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

なお、各部局の配分額は別途通知する。

#### 5 標準的事業（E経費）

今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室・所の運営費等標準的事業

原則として、平成16年度当初予算における各部局のE経費の一般財源総額から平成16年度限りの経費、経費の変更、廃止事業に係る経費等を加減算した額の概ね85%の範囲内において要求すること。この場合、各部局は主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

なお、各部局の配分額は別途通知する。

#### 6 新規事業について

新規事業についても、真に必要不可欠なものに限り、原則としてスクラップアンドビルドを行い、要求すること。

なお、要求にあたって 特に以下のこと留意すること。

- (1) A経費及びB－1経費については、各経費区分の概算要求基準の範囲内において要  
求すること。
- (2) B－2経費については、法令等の新設等により、事業の実施が義務付けられる経費  
について、事業の対象や事業量を十分精査の上、所要額を要求すること。
- (3) C経費については、経費区分の概算要求基準の範囲内において要求すること。ただ  
し、本県の振興を図るため、創意工夫に富んだ施策を展開する新規事業については、  
重点事業特別枠として各部局課・室数の2分の1に相当する件数を上限として要求を  
認める。  
なお、部局横断的に二つ以上の部局でもって、共同提案し、実施するものについては、  
1事業に限り追加を認めるものとする。
- (4) D経費及びE経費については、各経費区分の概算要求基準の範囲内において要求す  
ること。  
なお、次の経費等で、1件100万円以上の経費については、事前に新規事業協議  
を行うこととする。  
ア 全国規模の大会開催経費  
イ 施設の新增設に伴う経費  
ウ 施設の大規模な修繕等単年度に多額の費用を要する経費等
- (5) 各事業については、達成すべき整備率・普及率等の数値目標を明確にした事業計画  
を策定するとともに、必ず終期を設定すること。  
また、各部局の横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等の整合性を図  
るために、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、新沖縄県定員適正化計画の着実な実施に向け、各部の定  
員管理計画に基づく定員のスクラップアンドビルト、事務事業の見直し等により、定  
員の適正化を徹底すること。
- (7) 事業を進めるに当たっては、自主的・主体的な事業の推進に配慮しながら、国庫補  
助制度等の有効な活用について検討するとともに、国庫補助負担金の廃止、縮減等、  
国の動向に十分留意すること。
- (8) 市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、  
その実施に支障が生じないよう事前に十分に調整すること。  
また、県と市町村等との役割分担を明確にした上で適正な負担割合を設定し、上乗  
せ補助は行わないこと。

## 7 三位一体の改革への対応について

- (1) 三位一体の改革により廃止・縮減が見込まれる国庫補助負担金については、未だ決  
定されていないことから、予算要求に当たっては、現行制度を前提とするが、その動  
向に十分留意し、積極的な情報の収集に努めること。
- (2) 三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金が廃止されるものについては、ゼロベース

で見直し、事業の緊急性、必要性、内容、効果、県の役割等を十分精査の上、新たな事業スキームを検討すること。

- (3) 国庫補助負担率が引き下げられる事業は、真に緊急性があり、必要があると認められるものに限り、受け入れること。この場合、県の負担が任意のものについては、原則として、県費の継ぎ足しは行わないこと。
- (4) 三位一体の改革に伴い、交付金化、統合・メニュー化される事業を受け入れる場合は、事業の目的、効果、補助率等を十分精査すること。

#### IV 特別会計等に関する事項

特別会計については、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則堅持に努めること。

所要経費の見積もりに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

また、公営企業会計への繰出しに当たっては、当該会計の経営合理化・効率化の促進に努め、一般会計との負担区分を明確にし、法令等の繰出基準に基づき見積もること。

平成17年度予算は、以上のような基本的考え方のもとに編成することとする。